

内 規

三重県精神保健福祉士協会旅費支給規定

1. 支給条件

下記の条件を全て満たす場合に限り、別に定める額を旅費として支給する。

- イ. 三重県精神保健福祉士協会（以下、協会）の任務として、会員を派遣した場合
- ロ. イの任務が会員所属機関で出張扱いを受けておらず、また他の団体等からも旅費の支給を受けていないこと（本規定より少額の場合はその差額を支給）

2. 支給額

それぞれ該当する額について支給する。

- ① 公共交通機関を利用して実際にかかった費用（特急料金含む）。
- ② 自家用車を使用した場合、その往復にかかった距離を1 kmあたり30円として計算した費用
- ③ 日当
 - 4時間まで 4,000円
 - 4時間を越える場合 8,000円
- ④ その他役員会で必要と認めた経費

3. 支給方法

申請により支給する。

この内規は平成20年10月1日から施行する。